

医療従事者等の詳細な範囲

1	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある医師その他の職員（診療科、職種は限定しない。歯科も含まれる。）</p> <p>※ 委託業者については、新型コロナウイルス感染症患者と頻 繁に接する場合には、医療機関の判断により対象。（バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関を出入りする業者は、対象とはならない。）</p> <p>※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象。</p> <p>※ 訪問看護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象。</p> <p>※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象。</p> <p>※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。</p>
2	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む）。</p> <p>※薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については 専ら薬局に従事するとともに、主に患者への応対を行う者に限る。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員、救急隊員と連携して出動する警防要員、都道府県航空消防隊員、消防非常備町村役場の職員、海上保安庁職員、自衛隊職員</p>
4	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う方</p> <p>○感染症対策業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う方 ・ 宿泊療養施設で患者に頻繁に接する方 ・ 宿泊療養施設において、健康管理、生活支援の業務により、患者と頻繁に接する業務を行う方 ・ 自宅、宿泊療養施設や医療機関の間の患者移送を行う方 <p>○予防接種業務</p> <p>自治体が設ける新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場で予防接種業務に従事する方のうち、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する方。ただし、直接会場で予診や接種等を行う方が対象であり、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う方等は対象外。</p>

高齢者施設等の範囲

<p>○介護保険施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護老人福祉施設 ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 	<p>○ 生活保護法による保護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設
<p>○居住系介護サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定施設入居者生活介護 ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護 ・ 認知症対応型共同生活介護 	<p>○障害者総合支援法による障害者支援施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設 ・ 共同生活援助事業所 ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る） ・ 福祉ホーム
<p>○老人福祉法による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 有料老人ホーム 	<p>○ その他の社会福祉法等による施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む） ・ 生活困窮者 ・ ホームレス自立支援センター ・ 生活困窮者一時宿泊施設 ・ 原子爆弾被爆者養護ホーム ・ 生活支援ハウス ・ 婦人保護施設 ・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る） ・ 更生保護施設
<p>○高齢者住まい法による住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サービス付き高齢者向け住宅 	
<p>○居宅サービス事業所等及び訪問系サービス事業所等</p>	